

○内閣府令第 号

食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）第十二条の規定に基づき、食品衛生法施行規則の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

令和〇年 月 日

内閣総理大臣 高市 早苗

食品衛生法施行規則の一部を改正する内閣府令

食品衛生法施行規則（昭和二十三年厚生省令第二十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分（連続する他の規定と記号により一括して掲げる規定にあつては、その標記部分に係る記載）に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改 正 後	改 正 前
別表第一（第十二条関係） 一〇百五十四　〔略〕 <u>百五十五</u> 酢酸カリウム <u>百五十六〇四百七十七</u> 〔略〕	別表第一（第十二条関係） 一〇百五十四　〔同上〕 〔号を加える。〕 <u>百五十五〇四百七十六</u> 〔同上〕
備考　表中の「　」の記載は注記である。	

附 則

この府令は、公布の日から施行する。